

# かわら版

新任の皆様おめでとうございます

東京大学教職員組合発行  
TEL/ Fax: 03-5841-7971(ext.27971)  
<http://tousyoku.org/>

何かおかしいと感じたら [syokikyoku@tousyoku.org](mailto:syokikyoku@tousyoku.org) まで

## 安心して働こう！ 東大には労働組合があります

教員&職員の常勤・非常勤・フルタイム・パートタイム・・・だれでも加入できます

といいますが、そもそも、何をしているの？ 組合に入るメリットって？ という方が多いですね。まずはメリットの話から。

### 1) 無料で法律相談が受けられます(面談 1 件につき 3 回まで)

職場の労働相談から離婚・相続・遺言・交通事故などの個人的な相談まで、弁護士に無料で相談できます。これ、大きな安心、お得です。



### 2) 組合には団体交渉権があります！ (^-^)

「過半数代表があるじゃない」と思われる方、あれは交渉ではなくヒアリングです。組合では「これはおかしい」と感じたら、雇用者に直接要求・交渉ができます。

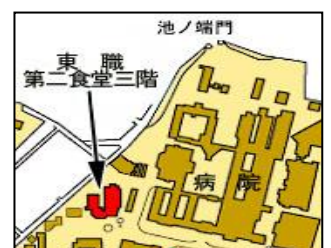
### 3) じつは、けっこうイベントあります♪(\*^^)o▽\*▽o(^^\*)♪

ランチオンセミナーやシネマカフェ、読書会、もちろん忘年会や新年会も。他の部局や他大学の人と語り合うチャンスがいっぱい！ 他にも、労働金庫から金利の安い融資が受けられる、教職員共済の詳しい説明など、こまごまとメリットがあります。

### 4) なにより、困ったときの頼みの綱がゲットできます♪

職場でパワハラ・セクハラにあったとき、上司に話せないとき、安心して相談できる相手が見当たらないとき。そんなときの教職員組合です。

東京大学で働くすべての教職員の皆さん！  
教職員組合に入って、働きやすい職場を作しましょう



東職は、本郷キャンパス第2 食堂 3 階にあります。お気軽にどうぞ →

東京大学  
雇用上限5年  
撤廃!

# ちょっと待って！その契約書サインする前に

## 「無期雇用転換5年ルール」はじまる

労働契約法の改正により、パート、アルバイト、契約社員、派遣など有期労働契約が通算で5年を超えた場合、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できる「無期転換ルール」がはじまりました。

労働者の雇用の安定を図ることを目的としていますが、無期転換権の発生が本格化する4月を前に、無期転換ルールを口実とした雇止めなど、違法・脱法行為が起きています。



## こんなときは要注意！ すぐに組合に相談を

- 雇用通算期間5年未満で雇止め
- 契約書に更新回数、契約期間の上限が
- 契約書に「次回の更新を行わない」と記載がある
- 契約更新の条件として「無期の申し入れをしないで」と言われた
- 成績優秀者だけしか無期雇用になれないといわれた
- 一定期間休んでくれたら、また雇ってあげるといわれた
- 無期雇用になるときは、労働条件が悪くなるといわれた

東職ホームページ

東職 Twitter

朝日新聞 (2017年12月15日 朝刊)

# 東大、5年雇い止め撤廃へ

## 来年4月有期から無期雇用に道



労働契約法の「5年ルール」

有期契約の教職員を最長5年で雇い止めにする規則を定めている東京大学が、この規則を撤廃する方針を固めた。有期で5年を超えて働く無期契約への転換を求められる労働契約法の「5年ルール」の適用を阻む規則だとして、労働組合が撤廃を強く求めていた。東大で有期で働く8千人近くに無期転換の道が開かれることになり、同様の規則を定めている大学や研究機関にも影響を与えそうだ。

有期雇用で働く人たちの「雇い止め」の不安を解消する狙いで設けられるルール。有期の雇用契約が繰り返して更新されて通算5年を超えた場合、無期契約に転換できる権利を与える。雇う側は転換の申し込みを拒否できない。2013年4月に施行された改正労働契約法に盛り込まれ、18年4月から順次、無期契約になる人が出てくる。

東大や東大教職員組合によると、1年契約のパートタイムの教職員(約5300人)は雇用期間の上限を通算5年にすると就業規則などで定められており、契約を4回までしか更新できない。東大は、長期間勤務している約5000人は無期契約に転換する一方、残りの約4800人の雇用期

間は最長5年で変えない方針を示していた。有期のフルタイムの教職員(約2700人)にも同様の規則がある。ともに来年4月に発動する「5年ルール」が適用されないため、組合は「無期転換を促す法の趣旨に反する」と批判していた。東大は来年4月1日付でこの規則を撤廃する方針だ。「有期、無期を問わず全ての教職員の働き方や雇用環境を改善することを最重要と捉えた」(広報課)と方針転換の理由を説明している。

ただ、すべての有期雇用の教職員が無期契約になれるわけではない。新しい規則では、プロジェクト単位の仕事など終了時期が明らかでない業務には、更新回数や契約期間の上限を設けられない。無期雇用になっても、契約の対象業務がなくなれば雇用契約は切れる。組合幹部は「有期の教職員の多くが安定雇用を望んでいる。強引な雇い止めが起きないか注視する」と話す。「5年ルール」を巡るトランプは東北大など他大学